

日本・シンガポール経済連携協定(抄)

(新たな時代における経済上の連携に関する日本
国とシンガポール共和国との間の協定)

署名　効力発生　二〇〇二年一月三日(シンガポール)
二〇〇二年一月三〇日(日本)一周年五月八日
国会承認(一〇月三一日公文交換、一一月一二
日公布、条約六号)

前文

日本国及びシンガポール共和国(以下「締約国」という。)は、
様々な問題に関して共通の認識が得られていることを始め、多年
にわたるより多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた両締
約国間の良好な関係並びに強固な経済的及び政治的きずなを意識
し、

国際化及び技術の進歩によつてもたらされる活発なつかつ急速に
変化する国際環境が、新たな多数の経済上の戦略的課題及び機会
を両締約国に提示していることを確認し、
革新及び競争を奨励し並びに資本及び人的資源に対する両締約
国の魅力を高めることにより、このような新たな課題及び機会に
対処する能力を向上させることができあることを認める。

両締約国間の経済上の連携が、両締約国市場の魅力及び活力
を高めるとともに両締約国間のみならずアジア地域における貿易
及び投資を拡大し、もつて市場を拡大し及ぶ新たな市場を開拓し
並びに両締約国間の経済効率及び消費者の福祉を向上させるであ
うことを確認し

両締約国間の経済上の連携が、生起する市場の発展によつても
たらされる新たな課題に対処するため及び両締約国間の市場拡張を
整備するための規制分野における両締約国間の協力の推進に向け
た有益な枠組みを提供することを再確認し、
両締約国が当事國となつてゐる他の国際協定に基づく両締約国
の権利及び義務、特に世界貿易機関を設立するマラケシ協定以下(世界貿易機関設立協定)といふに基づく両締約国の権利及び
義務に留意し



世界貿易機関によつて具体化される多角的貿易体制の重要性を再確認し、世界貿易機関の規則に適合する地域的な及び二国間の貿易に関する協定が世界的な及び地域内の貿易及び投資の自由化並びに規則の策定を加速する上で触媒としての役割を果たし得ることを確認し、両締約国間の経済的なきずな強化が日本国と東南アジアとの関係につながるべくあらうことを理解し、締約国間の経済的なきずながアジア太平洋における貿易及び投資の自由化の触媒となり得ることを特に認め、両締約国間の一層堅固な経済的との相互関係が、日本国及びシンガポールの企業のみならずアジアの他の国の企業に對しても、一層大きな機会を提供する経済的拡大及び経済活動に對しての一層の見可能な環境を提供するべつう」とを確信し、両締約国間の経済上の連携のための法的枠組みを設定することを決意し、次のとおり協定した。

第一章 總則(妙)

- (a) **一案(目的)** この協定の目的は、次のとおりとする。
次の文書を通じて、並びに両間の経済活動を円滑化し、促進
及び自由化することと並びに、両間の経済活動に対する
安定的で予見可能な環境を提供すること。
(i) 両絶国間の物品の貿易に対する関税その他の障害を解
除し、又は撤廃すること。
(ii) 両絶国間の物品の貿易を円滑化するため、通関手続を
改善すること。
(iii) 両絶国間の貿易取引文書の電子化を促進すること。
(iv) 製品又は工程の適合性評価手続の結果の相互承認を円滑
化すること。
(v) 両絶国間のサービスの貿易に対する障害を廃止すること。
(vi) 投資の機会を相互に増大し、並びに投資家及び投資財産
に対する保護を相互に強化すること。
専門家を含む商用目的の者の移動を容易にすること。

四

- 2
各締約国は、他方の締約国との要請に基づき、1に規定する事項に関する速やかに当該他方の締約国の個別の質問に応じ、当該他方の締約国に情報を提供する。

第三条（略）

第四条（安全保障のための例外及び一般的な例外）1 この協定によっていかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

第七

- 第六法に九と年と第七

から
筆

- (他の
でいそ
一般厚
ちに相
の協定
四年の
ガット
は、解
から第

卷

- 協定と
他の協
議を考
互に協
の適用
という
状に係

二

- 関係）とが抵しつつ（世間）の条（注釈を）する。

1

- 相互通じる。

- の協定
の場合に
満足

- 両締約、両機
べき解

- 國が當
約國は
決を得

- 十九四百 ため國際と

者が雇用する自然人であつて、特定のサービスの提供に必要でありかつ、その提供に直接関係するものの総数の制限数を割り当てるによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの

(e) サービスが合弁企業その他の法定の事業体を通じサービス提供者によって提供される場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し又は要求する措置

(f) 外国資本の参加の制限、外国資本による株式保有率又は個別の若しくは全体の投資額の比率の上限を定めるもの

第六〇条(第七章に基づく内国民待遇) 1 各締約国は、附屬書IVの自國の約束表に記載した分野において、かつ、当該約束表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に因し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自國の同種のサービス及びサービス提供者に与える過度よりも不利でない待遇を与える一定の約束は、いずれの締約国において行われる限り、その他の約束よりは、この条の規定に従い、自國の投資家である自然人の移動については、次章の規定により規制する。

第六一条(略)

第六二条(略)

第六三条(略)

第六四条(略)

第六五条(略)

第六六条(略)

第六七条(略)

第六八条(略)

第六九条(略)

第六十条(略)

第八章 投資(抄)

第七一条(第八章の適用範囲) 1 この章の規定は、次に規定するものに因する措置であつて、締約国が採用し又は維持するものについて適用する。

(a) 一方の締約国の領域内にある他方の締約国の投資家の投資

(b)(a) 一方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

(c) 他の締約国に対し、速やかに通報されること。

(d) 他の締約国に対し、速やかに通報されること。

(e) 他の締約国に対し、速やかに通報されること。

(f) 他の締約国に対し、速やかに通報されること。

(g) 他の締約国に対し、速やかに通報されること。

第七二条(略)

第七三条(第八章に基づく内国民待遇) 各締約国は、自國の領域内において、投資財産の設立、取得、拡張、経営、運営、維持、使用、清算、売却その他の处分に因し、自國の同様の状況において、自國の投資家及びその他の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を以て、この章において「内国民待遇」ということを他方の締約国に投資家及びその投資財産に与える。

第七四条(第七章から第七七条まで)(略)

第七五条(賃借権の買戻し) 工業用地の賃貸に責任を有する一方者に対する自國の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるが間違わず、1の義務を履行することができる。

一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対する待遇よりも不利であると認める。

いすれの締約国も、他方の締約国に同種のサービス又はサービス提供者と比較して自國のサービス又はサービス提供者に与えて有利となる場合には、当該待遇は、自國のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

第二十一章の規定の適用上、1から3までの規定を援用する

2 1の措置は、次のすべての要件を満たすものとする。

国際通貨基金協定の規定に適合するものであること。

1に規定する状況に対応するために必要な限度を超えないものであること。

ものであること。

一方の締約国で差別しないものであること。

他の締約国が第三回と同等に取り扱われることを確保するものであること。

他の締約国に対し、速やかに通報されること。

第三章(最終規定) まで 第九〇条から第一五三条まで(略)

(本文および署名略)

附屬書Iから附屬書VIIまで(略)

